

茨城県技能者知事表彰候補者推薦要領

1 趣 旨

本要領は、茨城県技能者表彰規程（昭和44年茨城県告示第334号）第6条の規定に基づき、技能者表彰に関して必要な細目を定めるものである。

2 被表彰候補者

茨城県内において別表に掲げる職業に就いている者であって、次の各号のすべてに該当している者であること。

(1) きわめて優れた技能を有していること。

その者の有する技能の程度が卓越しており、県内における当該技能において第一人者と目されていること。（例えば、〇〇職種の技能検定〇級を取得、全国〇〇大会で〇〇賞を受賞した。〇〇の製作技能においては本人の右に出る者はいない。本人無くしては〇〇の製作は不可能である。県内一の〇〇の製作又は建造をした等の評価又は実績を有している。）

(2) 現に表彰に関わる技能を要する職業に従事している者

この場合の職業には、製造業、建設業をはじめ全産業に属する技能を要する職業を含み、その者の就業上の地位が自営業主、家族従業者、雇用者であることにかかわらず、職務遂行に当該卓越した技能を要するものであること。

ただし、就労継続支援A型事業所の利用者は、表彰対象とはならない。

なお、年齢及び当該職業に従事した年数は問わないものであること。

(3) 技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者

就業を通じて後進技能者の指導を行い、あるいは技能者の教育、訓練に携わり、技能者の育成に寄与したこと、又は技能に関する工夫、改善等によって生産性の向上に役立ったこと等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。

(4) 他の技能者の模範と認められる者

勤務実績、日常行為等において他の技能者の模範とみとめられるものであること。

(5) 過去において禁錮以上の刑に処せられたことがないこと。

3 被推薦者の選考

(1) 被推薦者については、総数においては別段の制限を設けないものとするが、同一事業所・団体等から推薦できる人数については、別表に定める職種（別表「職業部門、職業分類及び職種」の表中「職種(2)」欄に掲げる職種をいう。）ごとに1名とすること。

ただし、障がいのある者を1名以上推薦する場合は、当該職種は2名まで推薦することができる。

なお、ここでいう「障がいがある者」とは、以下アからウまでのいずれかに該当する者である。

ア 身体障害者福祉法第15条（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者。

イ 都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者。

ウ 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（発達障害の診断書のみにより精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を含む。）。

(2) 次の者の推薦は、原則として避けること。

ア 既に「卓越した技能者」として知事表彰を受けている者

イ 技能が優れているというよりは業界及び事業所に対する功績・貢献が主たる推薦理由となっている者

4 提出書類

(1) 調書(1)(2)(様式第1) 各1部

※障がいがある者として推薦を希望する被推薦者を推薦する場合とそうでない場合は、調書が異なるので、注意すること。

(2) 履歴書(様式第2) 1部

(3) 候補者同意書(様式第3) 1部

※障がいがある者として推薦を希望する被推薦者のみ提出

(4) 住民票 1部

(5) 写真 2葉(本人写真1葉、作品及び作業風景写真各1葉)

本人写真は、カラーの名刺判(横5cm×縦7.5cm)上半身、正面、脱帽で、最近(おおむね6ヶ月以内)撮影したものを1葉。(A4版用紙に貼り、余白に職種及び氏名を明記すること。)

作品及び作業風景の写真は、カラー写真をA4版用紙に貼り、余白に職種及び氏名を明記する。(別添「例」参照)

(6) その他の資料

被表彰候補者の技能の程度及び功績を立証又は説明することのできる資料、調書(2)の補足説明及び専門用語の説明資料等(任意様式。資料については、返却を要しないものを添付することとし、紙媒体、A4版、最小限の分量とすること。また、障がいがある者として推薦を希望する場合は、参考資料として、作業状況を撮影した動画を提出することも可能。)

5 提出先

茨城県産業戦略部産業人材育成課

(〒310-8555 水戸市笠原町978番6 TEL 029-301-1111 内線3656)

付 則 この要領は、平成7年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成11年5月31日から施行する。

付 則 この要領は、平成15年6月16日から施行する。

付 則 この要領は、平成16年6月9日から施行する。

付 則 この要領は、平成18年6月29日から施行する。

付 則 この要領は、平成28年7月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成30年5月22日から施行する。

付 則 この要領は、令和5年5月26日から施行する。

付 則 この要領は、令和5年6月9日から施行する。

付 則 この要領は、令和6年5月29日から施行する。

職業部門、職業分類及び職種(例示)

- 1 本表に掲げる職種(1)及び(2)は、厚生労働省編職業分類の小分類及び細分類による職種に準じた例示である。
- 2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。
- 3 被推薦者の有する技能が2職種以上に該当しているような場合は、主としてどの職種に従事しているかで判断すること。

部門	職業分類	職種(1)	職種(2)
1	1 金属材料製造の職業	(1) 製鉄工、製鋼工	①製鉄工、②製鋼工、③鋳物用鉄溶解工 等
		(2) 非鉄金属製錬工	①非鉄金属溶融炉工、②非鉄金属電解工、③半導体材料精錬工(多結晶シリコンなど) 等
		(3) 鋳物製造工	①鋳物工、②鋳物仕上工 等
		(4) 鍛造工	①鍛造加熱炉工、②自由鍛造工、③型鍛造工、④手かじ工 等
		(5) 金属熱処理工	①金属熱処理工
		(6) 圧延工	①圧延工
		(7) 伸線工	①伸線工
		(8) 金属材料検査工	①金属材料検査工、②非破壊検査工(金属) 等
		(9) その他の金属材料製造の職業	①打貫工、②金属材料原料工、③金属焙焼工、④鉱石焼結工、⑤粉末冶金成形工、⑥粉末冶金製品製造工 等
2	1 金属加工の職業	(1) 汎用金属工作機械工	①旋盤工、②ボール盤工、③フライス盤工、④研削盤工、仕上機械工、⑤NC旋盤工、⑥NCフライス盤工、⑦マシニングセンターオペレーター、⑧NC金属特殊加工機工 等
		(2) 板金工	①工場板金工 等
		(3) 金属研磨工	①金属手仕上工
3	1 その他の金属加工等の職業	(1) 金属プレス工	①プレス成形工(打抜プレス、曲プレスを除く)、②打抜プレス工、③曲プレス刻印工、④数値制御プレス工 等
		(2) 鉄工、製缶工	①建築鉄工、②造船鉄工、③製缶工 等
		(3) くぎ・ばね・金属線製造工	①くぎ・ばね・金属線製品製造工
		(4) 金属研磨工	①金属材料・製品研磨工
		(5) 金属彫刻工	①彫金工(工芸的なものを除く)、②機械彫刻工、③腐食彫刻工、④かざり職、⑤けがき工 等
		(6) 金属製品製造工	①金属製家具・建具製造工、②治工具製造工、③金具製造工、④金型製造工、⑤刃物製造工 等
		(7) 金属加工・溶接検査工	①金属加工検査工 等
		(8) その他の金属加工の職業	①ろう付工、はんだ付工、②金型取付工、③金属切断工(刃物によるもの)、④ダイカスト工、⑤機械解体処理工 等
	2 金属溶接・溶断・めっきの職業	(1) 金属溶接・溶断工	①アーク溶接工、②抵抗溶接工、③自動溶接・溶断機運転工、④ガス溶接工、⑤ガス切断工 等
		(2) めっき工	①電気めっき工、②めっき工(電気めっきを除く)
4	1 一般機械器具組立・修理の職業	(1) 一般機械器具組立工	①原動機組立工②金属加工機械組立工、③農業用機械組立工、④建設機械組立工、⑤印刷・製本機械組立工、⑥半導体液晶パネル製造装置組立工、⑦業務用冷凍・冷蔵・空調機器組立工、⑧サービス用・娯楽用機械組立工、⑨機械部品組立工 等
		(2) 一般機械器具修理・検査工	①原動機修理工、②金属加工機械修理工、③産業用機械修理工、④生産設備保全工、⑤一般機械器具検査工 等

2	計器・光学機械器具組立・修理の職業	(1) 時計組立工・修理工	①時計組立工、②時計修理工
		(2) 計量計測機器組立工・修理工	①電気計器組立工、②計量器・測定器組立工、③計量計測機器修理工
		(3) 光学機械器具組立工・修理工	①カメラ組立工、②光学機械器具修理工
		(4) レンズ研磨工・加工工	①レンズ研磨工・加工工
		(5) 他に分類されない光学機械器具組立工	①眼鏡（がんきょう）組立工、②顕微鏡組立工、③双眼鏡組立工、④測距機組立工、⑤望遠鏡組立工 等
5	1 電気機械器具組立・修理の職業	(1) 電気機械組立工	①発電機・電動機組立工、②配電盤・制御盤・開閉制御機器組立工、③電気機械部品組立工 等
		(2) 民生用電子・電気機械器具組立工	①民生用電子・電気機械器具組立工 等
		(3) 電気通信機械器具組立工	①無線・有線通信機器組立工、②テレビ・ラジオ組立工 等
		(4) 電子応用機械器具組立工	①電子計算機組立工、②電子複写機組立工 等
		(5) 半導体製品製造工	①半導体チップ製造工、②半導体組立工 等
		(6) 電球・電子管組立工	①電球・電子管組立工
		(7) 電子機器部品組立工	①電子機器用コンデンサ組立工、②プリント基盤組立工、③液晶表示部品組立工 等
		(8) 束線工	①束線工
		(9) 被覆電線製造工	①被覆電線製造工
		(10) 乾電池・蓄電池製造工	①乾電池・蓄電池製造工
		(11) 電気機械器具検査工	①電気機械器具検査工
		(12) 電気機械器具修理工	①電気機械修理工、②電気通信機械器具修理工、③電子応用機械器具修理工、④民生用電子・電気機械器具修理工 等
		(13) その他の機械組立の職業	①ICカード製造工、②記録媒体製造工、③磁気ディスク製造工、④太陽電池製造工、⑤点火プラグ製造工、⑥内燃機関電装品組立工、⑦燃料電池製造工、⑧光ディスク製造工 等
2	電気作業者の職業	(1) 発電員、変電員	①発電・送電員、②変電・配電員、③自家用電気係員
		(2) 送電線架線・敷設作業員	①送電線架線・敷設作業員
		(3) 配電線架線・敷設作業員	①配電線架線・敷設作業員
		(4) 通信線架線・敷設作業員	①通信線架線・敷設作業員
		(5) 電気通信設備作業員	①放送装置据付・保守作業員、②通信装置据付・保守作業員、③電話装置据付・保守作業員
		(6) 電気工事作業員	①電気配線工事作業員、②電気工事検査員、③産業用電気機械・装置据付作業員 等
6	1 輸送用機械器具組立・修理の職業等	(1) 自動車組立工	①自動車組立・ぎ装工、②自動車部品組立工
		(2) 自動車整備・修理・板金工	①自動車整備工、②自動車修理工、③自動車板金工
		(3) 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）	①航空機組立工、②鉄道車両組立工、③自転車組立工、④船舶ぎ装工 等
		(4) 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）	①航空機検査工、②鉄道車両検査工、③自転車検査工、④船舶検査工
		(5) 輸送用機械器具修理工（自動車を除く）	①航空機修理工、②鉄道車両修理工、③自転車修理工、④船舶修理工
		(6) その他の輸送用機械器具組立・検査・修理の職業	①他に分類されない輸送用機械器具組立工（自動車を除く）、②他に分類されない輸送用機械器具検査工（自動車を除く）、③他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く） 等

7	1 染色・紡糸等繊維製造の職業	(1) 紡織工	①染物・仕上工、②粗紡工、精紡工、③ねん糸工、加工糸工、④織布準備工、⑤織布工、⑥精練・漂白工、⑦編物工、編立工、⑧フェルト・不織布製造工、⑨つな・あみ製造工 等
		(2) 繊維製品製造工	①布裁断工、②ボタンナー、③ミシン縫製工（衣服以外）、④特殊ミシン縫製工（衣服以外）、⑤刺しゅう工 等
		(3) その他の繊維製品製造・検査の職業	①紡織製品検査工、②繊維製品検査工、③カンバス製品製造工、④毛皮裁断工、⑤寝具仕立工、⑥帆布製品製造工、⑦帽子製造工（布製）、⑧布団綿入工 等
8	1 衣服の職業	(1) 衣服製造工	①婦人・子供服仕立職、②紳士服仕立職、③和服仕立職、④衣服修理工、⑤ミシン縫製工（衣服）、⑥特殊ミシン縫製工（衣服） 等
9	1 建設の職業	(1) 大工	①建築大工 等
		(2) 型枠大工	①型枠大工 等
		(3) 鉄筋工	①土木鉄筋工、②建築鉄筋工
		(4) とび工	①建築とび工、②取りこわし作業員 等
	2 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	(1) 土木作業員	①建設・土木作業員、②舗装作業員
		(2) 鉄道線路工事作業員	①鉄道線路工事作業員
	3 採鉱・砕石及びその他の採掘の職業	(1) 採鉱員	①採鉱員
		(2) 石切出作業員	①石切出作業員
		(3) じゃり・砂・粘土採取作業員	①じゃり・砂・粘土採取作業員
		(4) ダム・トンネル掘削作業員	①ダム・トンネル掘削作業員
(5) さく井・ボーリング機械運転工		①さく井・ボーリング機械運転工	
(6) その他の採掘の職業		①支柱員、②抗内運搬員、③選鉱員、④発破員、⑤石油採取機械運転工、⑥天然ガス採取機械運転工 等	
10	1 その他の建設の職業	(1) ブロック積工、タイル張工	①ブロック積工、②れんが積工、③タイル張工、④石張工
		(2) 屋根ふき工	①かわらふき工 等
		(3) 左官	①左官
		(4) 配管工	①配管工
		(5) 防水工	①防水工
		(6) 建築塗装工	①建築塗装工
		(7) 建築板金工	①建築板金工
		(8) その他の建設の職業	①熱絶縁工、②潜水作業員、③測量作業員、④水道工事検査員、⑤住宅水回り設備取付工 等
	2 建設機械運転の職業	(1) 建設機械運転工	①建設用機械車両運転工、②舗装機械運転工 等
11	1 農業の職業	(1) 植木職、造園師	①植木職、②造園師 等
12	1 窯業製品製造の職業	(1) 窯業製品製造工	①ガラス製品製造工、②れんが・かわら類製造工、③陶磁器製造工、④ファインセラミックス製品製造工、⑤セメント製造工、⑥コンクリート製品製造工（生コンクリートを除く）、⑦生コンクリート製造工、⑧研磨用材製造工、⑨土石製品製造工 等
		(2) 窯業製品検査工	①ガラス製品検査工 等
		(3) その他の窯業・土石製品製造の職業	①七宝工、②石灰製造工、③石こう製品製造工、④施ゆう工、⑤ほうろうがけ工、⑥窯業絵付工、⑦窯業原料工、⑧るつぼ製造工 等
	2 化学製品製造の職業	(1) 化学製品製造工	①化学繊維工、②石けん・洗剤・油脂製品製造工、③医薬品製造工、④化粧品製造工、⑤感光剤材料製造工、⑥塗料・絵具・インク製造工 等
		(2) 化学製品検査工	①化学製品検査工 等
(3) その他の化学製品製造の職業	①化学製品原料粉碎工、②顔料製造工、③香料製造工、④殺虫剤製造工、⑤製塩工、⑥線香製造工、⑦農薬製造工、⑧花火師 等		

3	ゴム・プラスチック製品製造の職業	(1) ゴム製品製造工	①原料ゴム加工工、②ゴム製品成形工（たいや成形を除く）③タイヤ成形工 等
		(2) 他に分類されないゴム製品製造工	①ゴム接合工、②ゴムはり工、③ゴム焼付工、④再生ゴム製造工
		(3) プラスチック製品製造工	①プラスチック成形工、②プラスチック切削・研磨工、③プラスチック接合・裁断工、④プラスチック塗布工、⑤原料プラスチック処理工 等
		(4) 他に分類されないプラスチック製品製造工	①プラスチック彫刻工
		(5) ゴム・プラスチック製品検査工	①ゴム・プラスチック製品検査工
4	土石製品製造の職業	(1) 土石製品製造工	①土石製品製造工 等
13	1 木・竹・草・つる製品製造の職業	(1) 木製製品製造工	①製材工、チップ製造工、②合板工、③木工、木彫工、④木製家具・建具製造工、⑤指物職 等
		(2) 木・竹・草・つる製品検査工	①木材検査工、②合板検査工 等
		(3) その他の木・竹・草・つる製品製造の職種	①い草製品製造工、②稲わら製品製造工、③き柳製品製造工、④げた製造工、⑤竹細工工、⑥とう製品製造工、⑦船大工、⑧麦わら製品製造工、⑨木製運動用品製造工、⑩木製おけ製造工、⑪木製たる製造工、⑫木製曲物製造工 等
2	パルプ・紙・紙製品製造の職業	(1) パルプ・紙・紙製品製造工	①パルプ工、紙料工、②紙すき工、③段ボール製造工、④加工紙製造工（段ボールを除く）、⑤紙器製造工、⑥紙製品製造工、⑦紙裁断工 等
		(2) パルプ・紙・紙製品検査工	①パルプ・紙・紙製品検査工
		(3) その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業	①紙加工工、②紙仕上工、③紙製品仕上工、④紙巻取工 等
3	印刷・製本の職業	(1) 印刷・製本作業員	①DTPオペレーター、②写真植字機オペレーター、③製版作業員、④とっ（凸）版印刷作業員、⑤オフセット印刷作業員、⑥グラビア印刷作業員、⑦スクリーン印刷作業員、⑧シール印刷作業員、⑨印刷物光沢加工作業員、⑩製本作業員 等
		(2) その他の印刷・製本の職業	①活字製造作業員、②校正作業員、③はく（箔）押し作業員、④印刷・製本検査作業員 等
4	革・革製品製造の職業	(1) 革・革製品製造工	①革・革製品製造工
		(2) その他の革・革製品製造の職業	①革打抜き工、②革具加工工、③革靴修理工、④革靴製造工、⑤革裁断工、⑥革サンダル製造工、⑦革スリッパ製造工、⑧革縫製工、⑨製革工、⑩製革仕上工、⑪製革準備工、⑫なめし工 等
14	1 食料品製造の職業	(1) めん類製造工	①製めん工、②即席めん類製造工 等
		(2) パン・菓子製造工	①パン・焼菓子製造工、②洋生菓子製造工、③和生菓子製造工、④和干菓子製造工、⑤スナック菓子・キャンデー・チョコレート製造工 等
		(3) 豆腐・こんにゃく・ふ製造工	①豆腐・油揚等製造工、②こんにゃく製造工、③ふ製造工
		(4) かん詰・びん詰・レトルト食品製造工	①かん詰食品製造工、②びん詰食品製造工、③レトルト食品製造工
		(5) 乳・乳製品製造工	①飲用乳製造工、②乳酸発酵製品製造工、③アイスクリーム製造工 等
		(6) 水産物加工工	①かつお節類製造工、②魚介干物製造工、③水産ねり物製造工 等
		(7) 食肉加工品製造工	①精肉工、②ハム・ベーコン・ソーセージ製造工 等
		(8) 野菜つけ物工	①野菜つけ物工
		(9) 保存食品・冷凍加工食品製造工	①保存食品製造工、②冷凍加工食品製造工
		(10) 弁当・惣菜類製造工	①弁当・惣菜類製造工

2 食品原料製造の職業	(1) 精穀工	①精穀工
	(2) 製粉工	①製粉工
	(3) 味そ・しょう油製造工	①味そ製造工、②しょう油製造工
	(4) 他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工	①イースト製造工、②うま味調味料製造工、③乾燥スープ製造工、④酵母・こうじ製造工、⑤香辛料製造工、⑥ジャム製造工、⑦食用油脂製品製造工、⑧酢製造工、⑨製糖工、⑩ソース製造工、⑪動植物油脂製造工、⑫トマトケチャップ製造工、⑬ピーナッツバター製造工、⑭マーガリン製造工、⑮マヨネーズ製造工、⑯水飴製造工、⑰配合飼料製造工、⑱食料品検査工等
3 飲料・たばこ製造の職業	(1) 飲料・たばこ製造工	①製茶工、②清酒製造工、③酒類製造工（清酒を除く）、④清涼飲料製造工、⑤たばこ製造工 等
	(2) その他の飲料・たばこ製造の職業	①インスタントコーヒー製造工、②コーヒー豆焙煎工、③粉末飲料製造工④飲料・たばこ検査工 等
15 1 生活衛生のサービス	(1) 理容師	①理容師
	(2) 美容師	①美容師
	(3) 美容サービス職	①着付師、②エステティシャン、③ネイリスト 等
16 1 飲食物調理及び接客サービスの職業	(1) 調理人	①日本料理調理人、②すし職人、③西洋料理調理人、④中華料理調理人、⑤給食調理人 等
	(2) バーテンダー	①バーテンダー
	(3) 飲食物給仕係	①配ぜん人、②ウェイター・ウェイトレス（飲食店ホール係）、③ソムリエ 等
17 1 その他の技能工、生産工程の職業(1)	(1) 内張工	①内張工、②表具師
	(2) 塗装工	①木工塗装工、②金属塗装工 等
	(3) 畳工	①畳工 等
	(4) 内装工	①金属建具取付工、②建具ガラス取付工、③内装仕上工
	(5) 他に分類されない技能工、生産工程の職業	①写真工 等
18 1 その他の技能工、生産工程の職業(2)	(1) 画工、広告美術工	①画工、②看板制作工 等
	(2) 映写技士	①映写技士
	(3) 製図工、写図工	①写図工、②現図工
	(4) 製品包装作業員	①製品包装作業員、②ラベル・シール貼付作業員 等
	(5) その他の生産関連・生産類似の職業	①写図工、②現図工
19 1 装身具等身の回り品製造の職業	(1) その他の製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	①かばん・袋物製造工、②がん具製造工、③楽器製造工、④模型・模造品製作工、⑤ほうき、ブラシ製造工、⑥漆器工、⑦貴金属・宝石・甲・角細工工、⑧運動具製造工、⑨筆記用具製造工 等
	(2) その他の装身具等身の回り品製造の職業	①げた製造工、②木製運動用品製造工、③印判師、④うちわ製造工、⑤喫煙具製造工、⑥獣皮剥工、⑦製氷工、⑧ちょうちん製造工、⑨と畜作業員、⑩ファスナー製造工、⑪マッチ製造工、⑫有機肥料製造工（鶏ふん・魚肥・たい肥・大豆かすなど）、⑬洋がき製造工、⑭彫金工（工芸的なもの）、⑮装てい師、フラワーデザイナー、⑯装身具等身の回り品検査工 等
20 1 情報処理技術・通信技術の職業	(1) システム設計技術者	①システム設計技術者
	(2) ソフトウェア開発技術者	①ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）、②ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）、③ソフトウェア開発技術者（汎用機系）、④プログラマー 等
	(3) システム運用管理技術者	①サーバ管理者、②システム管理者、③セキュリティエンジニア 等
	(4) 通信ネットワーク技術者	①通信ネットワーク技術者 等
	(5) その他の情報処理技術・通信技術の職業	①ソフトウェアテスト技術者 ②システムアナリスト、③ウェブデザイナー、④グラフィックデザイナー 等

21	1 定置機 関・機械運 転の職業	(1) ボイラーオペ レーター	①ボイラーオペレーター
		(2) クレーン・巻上機 運転工	①クレーン運転工、②巻上機・コンベア運転工
		(3) ポンプ・送風機・ 圧縮機運転工	①ポンプ・送風機・圧縮機運転工
		(4) その他の定置機 関・機械運転の職業	①冷凍機運転工、②ケーブル機関運転工、③玉掛工、④下水処理施設設備操作員、⑤ごみ焼却設備操作員、⑥し尿処理設備操作員、⑦浄水場設備操作員 等
	2 開発技術 者	(1) 開発技術者	①原子力技術者（開発）、②鉱山開発技術者、③探鉱開発技術者、④織布開発技術者、⑤染色開発技術者、⑥探鉱開発技術者、⑦紡績開発技術者 等
	3 その他の 生活、衛生 サービスの職 業	(1) クリーニング工	①クリーニング工、②クリーニング仕上工
		(2) 洗張職	①洗張職
		(3) その他の清掃の職 業	①ビル・建物清掃員、②ハウスクリーニング作業員、③道路清掃員、④公園清掃員、⑤ごみ収集作業員、⑥し尿汲取作業員、⑦産業廃棄物収集作業員、⑧産業洗浄員、⑨消毒・害虫防除作業員、⑩乗物内清掃員、⑪浄化槽清掃員 等
	4 その他	1～20部門及び21部門の 1～3に属さない技能的 職種	①アニメーター、②ウェブデザイナー、③グラフィックデザイナー、④工業デザイナー 等
22	1 障害があ る技能者	(1) 1～21部門のい ずれかに属する職種につ く障害がある技能者	① 1～21部門のいずれかに属する職種につく障害がある技能者

調書の記載要領

- 1 審査会においては、この調書に基づいて審査を行いますので、調書の記載は、具体的かつ簡明に要領よく記入し、浄書すること。（調書の中には、意味が不明確なために審査において不利な扱いとなることがあります。）
- 2 調書の記載事項は、もれなく記入すること。（記入不備のため選にもれた例があります。）
- 3 「職種名（１）」欄（調書（１））
別表に定める職種（１）欄に例示している職種名を参考に記入すること。
- 4 「職種名（２）」欄（調書（１））
別表に定める職種（２）欄に例示している職種名を参考に記入すること。
- 5 「氏名」欄（調書（１））
戸籍に記載されている字画で記入し、ふりがなを付けること。特に、旧字、新字、略字等は正しく記入すること。
なお、雅号等がある者については、氏名の下に（ ）書きで記入すること。
- 6 「生年月日」欄（調書（１））
戸籍に記載されている生年月日を記入し、**年齢は当該年の１１月１日現在の満年齢を記入すること。**
- 7 「現住所、就業地」欄（調書（１））
現住所欄には、郵便番号、現住所、電話番号を略さず記入すること。
就業地欄のうち事業所名欄には、雇用されている場合にあっては雇用事業所名を、自営している場合にあっては屋号等を、また所在地欄には、所在地、電話番号を略さずに記入すること。
- 8 「職歴」欄等（調書（１））
 - (1) 職歴
就業先事業所の名称、職場における職務内容、地位、役職等の異なるごとに記入すること。
 - (2) 在職期間
その職の始期と終期を記入すること。現職については、当該年の１１月１日をもって終期とすること。
 - (3) 在職年月数
半月単位で計算した在職年月数を記入すること。ただし、月の途中で就職または離職をした場合の計算は、月の１５日以前に就職をしたものは初日に、１６日以降に就職したものは１６日に就職をしたものとみなし、１５日以前に離職をしたものは１５日に、１６日以降に離職したものは末日に離職をしたものとみなし計算すること。
 - (4) 重複を除く年月数

表彰に係る技能を要する職種に従事していた期間の合計を記入すること。

- 9 「勲章・褒章」欄（調書（1））
当該職種と同じ功績の勲章、褒章の有無について、どちらか一方に○印を記入し回答すること。
- 10 「表彰」欄（調書（1））
技能に関連して受けた表彰別に受章（表彰）年月及びその事由を記入すること。
- 11 「免許・資格等」欄（調書（1））
技能に関して免許、資格、特許及び実用新案等を有する者はその種類と取得年月を記入すること。
- 12 「技能検定」欄（調書（1））
技能検定に合格している者については、技能士の名称（○級○○技能士）と取得年月を必ず記入すること。
- 13 「高度熟練技能者」「ものづくりマイスター」「全技連マイスター」欄（調書（1））
該当する者は、認定された年度、業種、職種を記入すること。
- 14 「技能グランプリ入賞歴」「技能五輪国際大会入賞歴」「技能五輪全国大会入賞歴」欄
（調書（1））
該当する者は、大会名、職種、入賞順位を記入すること。
- 15 「卓越した技能者の概要」欄（調書（2））
その者の有する技能、考案・改善等の功績・貢献の概要及び後進技能者の指導育成の概要について、その卓越性を適格に把握し、評価できるよう記入すること。
なお、一般的でない文字・用語等にはふりがなを付すこと。
- (1) 技能の概要
その者の有する技能について、事項を見出し書きにし、当該技能者の従事する職種、技能の水準、範囲、特徴あるいは他の技能者との比較等の観点から卓越した技能を有するものであることが判定できるよう、特に技能の質的な面を中心に具体的に記入すること。
- (2) 功績・貢献の概要
その者が当該技能をもって製作、建造等をしたもので当該技能者の技能の程度の判断に資するとともに、企業、産業界及び社会に対する貢献度等において高く評価されているような代表的な事績について、事項を見出し書きにし、具体的に記入すること。
- (3) 後進指導育成の概要
その者が後進の指導・育成にあたった方法、対象及び範囲等について具体的に記入すること。
- (4) 現役性
その者が現役の技能労働者であるかを確認するため、その者の有する技能に関

連した職種に係る1日平均の就業時間又はその者の有する技能に関連した職種に専ら就業しているか否か等を具体的に記入すること。

16 「過去の推薦回数」欄 (調書(2))

その者を過去に卓越した技能者の候補者として、茨城県知事に推薦されたことのある年 度を記入するとともに、その合計回数を記入すること。

なお、初めての推薦の場合は計0回と記入すること。

17 「推薦団体又は推薦者及び推薦理由」欄 (調書(2))

所在地(又は住所)は番地まで、電話番号も必ず記入すること。

団体名には、代表者氏名を並記すること。

推薦理由は、卓越した技能者の概要に記載の内容を要約して、具体的かつ簡単明瞭に記入すること。

※推薦理由の記載例

氏は、昭和〇〇年〇〇会社に〇〇工として入社し、長年にわたり、〇〇装置の製造に従事してきた。

特に、〇〇分野の〇〇製作において高い技能を有し、〇〇を〇〇することにより、制作時の安全性を向上させた。また、〇〇の考案によって、〇〇の〇〇を改善、それによって平成〇年に〇〇賞を受賞するなど、〇〇への功績は社内外を問わず極めて大きい。

また、〇〇として技能五輪大会出場選手の指導や、技能検定委員として〇〇するなど、後進指導育成にも尽力した。

以上のとおり、氏は、〇〇の製作技能において右に出る者はなく、また、その優れた技能の伝承により数多くの後進を育成していることから、技能者の模範となる人物であるとして、推薦する。

18 その他の資料

上記15の(1)～(3)の記入と合わせて卓越した技能者の概要を説明するための資料を添付すること。

また、全ての資料を可能な限りA4判に統一すること。

(1) 新聞記事等

本人の実績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等

(2) 説明書、図面、写真等

本人の製作物、発明、考案、改善等に関する説明書、図面等。

改良前と改良後の比較をなるべく数量的に行い、分かりやすくすること。

(3) 専門的・技術的分野に関する用語等の資料

専門用語等については、よみがな及び解説の十分な資料を添付すること。

(4) 特許、実用新案等の資料

特許、実用新案等については、発明者(共同の場合は、担当分野を明らかにすること。)、所有権者、内容、取得年月日を明らかにする資料及び証書の写しを添付すること。

(5) 職業能力検定等に係る資料

技能検定又は厚生労働大臣が認定する技能審査若しくは社内検定の合格証、その他技能に係る表彰、免許、資格試験に合格したことを明らかにする書類の写し。

(上記10～14に記入した内容を確認できる書面を添付すること。)

19 その他

調書とは別に、事業所・団体の調書作成者名、連絡先住所・電話番号・F a x 番号を記載した用紙を別紙として添付すること。

調 書 (1)

(様式第1)

		職 業 部 門		職 種 名 (1)			職 種 名 (2)			
ふりがな 氏 名 (雅号等)		職 歴			在 職 期 間			在職年月数		重複を除く 年月数
					年	月	日	年	月	
生 年 月 日		明治 大正 昭和 年 月 日(歳) 男・女 平成 (令和6年11月1日現在の年齢)								年 月
現 住 所		〒 TEL								
就 業 地	事業所名			企業全体の 従業員数 (人)						
	所在地	〒 TEL								
在職年月数は半月単位で記入する。 現職については、令和6年11月1日をもって終期とすること。										
勲 章 ・ 褒 章	表 彰					免 許 ・ 資 格 等	免 許 ・ 資 格 等 名		取 得 年 月	
有 ・ 無										
高度熟練技能者		ものづくりマイスター	全技連マイスター	技能グランプリ入賞歴	技能五輪国際大会入賞歴	技能五輪全国大会入賞歴	技 能 士 の 名 称		取 得 年 月	
平成 年度認定		平成 年度認定	平成 年度認定	第 回大会	第 回大会	第 回大会				
業 種				職 種	職 種	職 種	技 能 検 定			
職 種		職 種	職 種	第 位	第 位	第 位				

(注) 職業訓練指導員免許の取得歴もしくは技能検定委員の委嘱歴について、該当する場合は記載すること。

調 書 (2)

(様式第1)

	職 業 部 門	職 種 名 (1)	ふりがな	
			氏 名 (雅号等)	
卓 越 し た 技 能 の 概 要				
技 能 の 概 要	功 績 ・ 貢 献 の 概 要	後 進 指 導 育 成 の 概 要	現 役 性	
		(所在地又は住所)		
		TEL		
		(名称又は氏名)		
		(推薦理由) ※上記の「卓越した技能の概要」を要約して記載してください。		
過去の推薦回数		推 薦 団 体 又 は 推 薦 者 及 び 推 薦 理 由		
年度	年度		年度	
年度	年度		年度	
年度	計		回	

調 書 (1) (記 載 例)

(様式第1)

		職業部門	職種名(1)	職種名(2)				
		5	(1)電気機械組立工	①発電機・電導機組立工				
ふりがな 氏名 (雅号等)	ぎのう しゅういち 技能秀一 (技能修)		職 歴	在 職 期 間		在職年月数	重複を除く 年月数	
	生年月日	明治 大正 昭和34年10月10日(65歳)男・女 平成 (令和6年11月1日現在の年齢)		△△電機㈱に電機工として 就職	年 月 日			年 月
現住所	〒○○○-○○○ ○○県○○市○○町○○丁目○号 TEL ○○○-○○-○○○○		〇〇電機㈱〇〇工場に電子 機器組立工として入社	自昭 51 4 1 至昭 54 3 31	3 0	46年 7月		
就業地	事業所名	〇〇電気㈱〇〇工場 企業全体の 従業員数 (〇〇人)	同工場同組立工 作業主任	自平 5 3 16 至平 13 3 31	8 0.5			
	所在地	〒○○○-○○○ ○○県○○市○○町○○丁目○号 TEL ○○○-○○-○○○○	〃 作業長	自平 13 4 1 至平 21 3 31	8 0			
			〃 係長とし て現在に至る	自平 21 4 1 至令 4 11 1	13 7			
勲章・褒章 有・無	表 彰	<大臣表彰> (1)文部科学大臣表彰(平成〇〇年〇月) 〇〇用シリコン整流器の開発(創意工夫功労) <県知事表彰> (2)茨城県知事表彰(昭和〇〇年〇月) 技能検定の推進貢献について表彰 <その他の表彰> (3)茨城県職業能力開発協会会長表彰(昭和〇〇年〇月) 技能検定の推進貢献について表彰 (4)〇〇・・・ (5)〇〇・・・		免許・資格等	免許・資格等名	取得年月		
高度熟練技能者	ものづくりマスター	全技連マスター	技能グランプリ入賞歴	技能五輪国際大会入賞歴	技能五輪全国大会入賞歴	技能士の名称	取得年月	
平成 年度認定	平成 年度認定	平成 年度認定	第 回大会	第 回大会	第 回大会	技能検定	特級電気機器組 立て技能士	平成〇〇年〇月
業種			職種	機械 職種	職種		1級配電盤組立技 能士	昭和〇〇年〇月
職種	職種	職種	第 位	第 〇 位	第 位		1級制御盤組立技 能士	昭和〇〇年〇月

(注) 職業訓練指導員免許の取得歴もしくは技能検定委員の委嘱歴について、該当する場合は記載すること。

調 書 (2) (記 載 例)

(様式第 1)

	職 業 部 門	職 種 名 (1)	ふ り が な	ぎ の う し ゅ う い ち
	5	(1)電気機械組 立工	氏 名 (雅 号 等)	技 能 秀 一 (技 能 修)
卓 越 し た 技 能 の 概 要				
技 能 の 概 要	功 績 ・ 貢 献 の 概 要		後 進 指 導 育 成 の 概 要	現 役 性
<p>半導体応用装置の製造に長年従事して培った知識・技能を有しており、特に下記の技能に優れている。</p> <p>1. シリコンスタック組立技能 〇〇用シリコン整流器の製作はシリコンスタック組立技能がポイントとなる。当人はセレン整流スタック組立ての技能を習練し、その経験と研究の中からシリコン固定加圧方法とねじ締め方法によるシリコンスタック組立技能を生み出した。〇〇に使用されているシリコンスタックは、その技能が基礎となっており、現在は幅広く標準化されている。</p> <p>2. 束線製作技能 トランジスタインバータはノイズに弱く、その機能は束線製作と配線方法に大きく左右される。特に、束線製作は配線を行う基礎となることから、シリコン整流器組立ての優れたノウハウをベースに応用と改善を重ねることにより、多機種に通用する束線製作技能を生み出した。</p>	<p>1. 〇〇の安全輸送に寄与 〇〇用のシリコン整流器の試作・製作を担当し量産化、標準化(平成〇〇年〇月、科学技術庁長官表彰)を図った。〇〇用シリコン整流器にもその技能は生かされ、品質と安全確保上の貢献度が高いことより〇〇から、信頼性の高い製品であるとの評価を得ている。</p> <p>2. 高速道路トンネルの環境改善に寄与 〇〇高速道路〇〇トンネル集塵器の試作・製品化を担当し、トンネル内自動車排煙集塵機能の向上を図った。また排煙公害を排除し、トンネル内の環境改善及び安全通行に寄与すると共に、周囲の自然環境維持に果たした役割は大きい。</p> <p>3. 全都道府県への貢献 トランジスタインバータの高い製作技能を生かし〇〇用〇〇装置の早期製品化(平成〇〇年〇月特許 123456)を果たした。(全国シェア 50%)。また、その技能は、〇〇会社向け〇〇用非常電源の製品化にも生かされ、日常生活における水、電気の安定供給の面においても多大な貢献を果たした。</p> <p>4. 海外における技術伝承 半導体応用装置をはじめ集塵装置の現地据え付け作業において蓄積された技能を生かし、〇〇国のプラント建設に貢献した。その過程で多くの現地スタッフにその技術を伝承し、〇〇国の高い評価を得た。</p>		<p>1. 電気・電子関係の国家検定に実技指導員として活躍し、これまでに 100 名を合格させ、〇〇県技能競技大会において 1 位入賞者 10 名を輩出した。</p> <p>2. 技能五輪大会出場者の指導を通じ、工場よりこれまでに 20 人を全国大会に出場させた。大会では 1 位入賞 5 名の成績を獲得させると共に〇〇年の世界大会でも 1 位入賞を果たさせる等高い指導能力を発揮した。</p> <p>3. 技能検定補佐員として〇〇年にわたり尽力し、〇〇年から検定委員として、検定(電子機器・配電盤組立て)の運営に貢献し、現在も県技能検定専門委員として活躍している。</p> <p>4. 中堅・若手技能者の育成を図る上でその核となる監督者層のスキルを向上させるべく積極的に職業訓練指導員を育成し、10 名を合格させた。</p>	<p>本人は係長として、また、技術指導員として後進技能者の指導、現場管理に力を尽くしながらも、自ら電子機器組立工として、現場の組立作業に日々従事している。</p> <p>現在従事している業務内容とその内訳は次のとおりである。</p> <p>就業時間〇時間</p> <p>1. シリコンスタック組立の技能指導(〇時間)</p> <p>2. 新製品の作業方法検討及び組立(〇時間)</p> <p>3. 職業巡視と若年者教育(〇時間)</p> <p>4. 治工具類の考案・製作(〇時間)</p>
過去の推薦回数		推薦団体又は推薦者及び推薦理由	<p>(所在地又は住所) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇号 TEL〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (名称又は氏名) 〇〇電気株式会社〇〇工場長〇〇〇〇</p>	
年度	年度		年度	<p>(推薦理由) ※上記の「卓越した技能の概要」を要約して記載してください。</p> <p>氏は、昭和〇〇年〇〇会社に〇〇工として入社し、長年にわたり、〇〇装置の製造に従事してきた。</p> <p>特に、〇〇分野の〇〇製作において高い技能を有し、〇〇を〇〇することにより、制作時の安全性を向上させた。また、〇〇の考案によって、〇〇の〇〇を改善、それによって平成〇年に〇〇賞を受賞するなど、〇〇への功績は社内外を問わず極めて大きい。</p> <p>また、〇〇として技能五輪大会出場選手の指導や、技能検定委員として〇〇するなど、後進指導育成にも尽力した。</p> <p>以上のとおり、氏は、〇〇の製作技能において右に出る者はなく、また、その優れた技能の伝承により数多くの後進を育成していることから、技能者の模範となる人物であるとして、推薦する。</p>
年度	年度		年度	
年度	計		回	

(注) 上表調書は、創作例示である。

(様式第2)

履 歴 書

現住所

氏 名

生年月日

学 歴

1. (元号) 年 月 日 ○○○○学校卒業

職 歴

1. 自 (元号) 年 月 日 }
↓ } ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
至 (元号) 年 月 日 }

公 職 歴

1. 自 (元号) 年 月 日 }
↓ } ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
至 (元号) 年 月 日 }

団 体 歴

1. 自 (元号) 年 月 日 }
↓ } ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
至 (元号) 年 月 日 }

賞 罰

1. (元号) 年 月 日 ○○○○○○○○○表彰
○○○○○○○○○○にかかると功績
「○○○○○○○○○○」

(履歴書作成要領)

1. 学歴は、最終学歴について記入すること。
2. 職歴、公職歴及び団体歴は、すべてについて、それぞれの始期及び終期を明確に記入すること。
3. 賞罰欄は、特に表彰歴について表彰名及び表彰理由を具体的に記入すること。
4. 用紙は、A4版を使用し、横書きで浄書すること。

職業 部門		被推薦 者氏名		撮影 年月日	
----------	--	------------	--	-----------	--

写真添付

候補者ご本人と分かる作業風景や
作品 などの写真

写真 説明	
----------	--

写真添付の際の留意事項（本様式使用の際は本記述を削除してから写真を添付すること。）

候補者ご本人が映っている作業風景
作品 などの写真

- ・審査の参考とするため、調書（１）～（２）に記載した技能・功績等が具体的に分かる作品の写真や作業風景等の写真を添付し、写真の内容についての説明を簡潔に記入してください。
- ・候補者ご本人と分かる直近１年以内に撮影された作業風景の写真を、最低１枚以上添付してください。
- ・改善事案等の功績を記載する場合、写真に代えて図表を添付しても差し支えありません。

調書の記載要領

- 1 審査会においては、この調書に基づいて審査を行いますので、調書の記載は、具体的かつ簡明に要領よく記入し、浄書すること。（調書の中には、意味が不明確なために審査において不利な扱いとなることがあります。）
- 2 調書の記載事項は、もれなく記入すること。（記入不備のため選にもれた例があります。）
- 3 「職種名（１）」欄（調書（１））
別表に定める職種（１）欄に例示している職種名を参考に記入すること。
- 4 「職種名（２）」欄（調書（１））
別表に定める職種（２）欄に例示している職種名を参考に記入すること。
- 5 「氏名」欄（調書（１））
戸籍に記載されている字画で記入し、ふりがなを付けること。特に、旧字、新字、略字等は正しく記入すること。
なお、雅号等がある者については、氏名の下に（ ）書きで記入すること。
- 6 「生年月日」欄（調書（１））
戸籍に記載されている生年月日を記入し、年齢は当該年の１１月１日現在の満年齢を記入すること。
- 7 「現住所、就業地」欄（調書（１））
現住所欄には、郵便番号、現住所、電話番号を略さず記入すること。
就業地欄のうち事業所名欄には、雇用されている場合にあつては雇用事業所名を、
自営している場合にあつては屋号等を、また所在地欄には、所在地、電話番号を略さず
に記入すること。
- 8 「職歴」欄等（調書（１））
 - (1) 職歴
就業先事業所の名称、職場における職務内容、地位、役職等の異なるごとに記入すること。
 - (2) 在職期間
その職の始期と終期を記入すること。現職については、当該年の１１月１日をもって終期とすること。
 - (3) 在職年月数
半月単位で計算した在職年月数を記入すること。ただし、月の途中で就職または離職をした場合の計算は、月の１５日以前に就職をしたものは初日に、１６日以降に就職したものは１６日に就職をしたものとみなし、１５日以前に離職をしたものは１５日に、１６日以降に離職したものは末日に離職をしたものとみなし計算すること。

- (4) 重複を除く年月数
表彰に係る技能を要する職種に従事していた期間の合計を記入すること。
- 9 「障がい名・障がい程度」欄（調書（1））
被推薦者の障がい者手帳に記載されている障がい名及び障がい程度を記入すること。
- (1) 身体障がいの場合
ア 該当する障がいの区分の「該当」欄に、○印を記入すること。
イ 「障がい程度1」欄には、第1種または第2種を記入すること。
ウ 「障がい程度2」欄には、1級から6級の該当する等級を記入すること。
- (2) 知的障がいの場合
ア 該当する障がいがある場合は、「該当」欄に○印を記入すること。
イ 知的障がいの場合の障がいによる程度については、以下のとおり記入すること。
(ア) 「療育手帳による程度の区分」欄は、療育手帳等で次の記載が確認される場合は「A」を記入すること（㊤、A、A1、A2、A3、1度、2度、A重、A中、A2a、A2b、A最重度、A重度）。それ以外は「B」を記入すること。
(イ) (ア)で療育手帳による程度の区分に「B」と記入した場合で、地域障がい者職業センターが行う重度知的障がい者判定を受け、判定書が交付された者は、「判定書による重度判定」欄に「判定される」または「判定されない」のいずれかを記入すること。
- (3) 精神障がいの場合
ア 該当する障がいがある場合には、「該当」欄に○印を記入すること。
イ 「障がい程度」欄には、1級から3級の該当する等級を記入すること。
- 10 「勲章・褒章」欄（調書（1））
当該職種と同じ功績の勲章、褒章の有無について、どちらか一方に○印を記入し回答すること。
- 11 「表彰」欄（調書（1））
技能に関連して受けた表彰別に受章（表彰）年月及びその事由を記入すること。
- 12 「免許・資格等」欄（調書（1））
技能に関して免許、資格、特許及び実用新案等を有する者はその種類と取得年月を記入すること。
- 13 「国際アビリンピック入賞歴」「全国アビリンピック入賞歴」「地方アビリンピック入賞歴」欄（調書（1））
該当する者は、開催回、参加職種、入賞順位を記入すること。
- 14 「卓越した技能者の概要」欄（調書（2））
その者の有する技能、考案・改善等の功績・貢献の概要及び後進技能者の指導育成の概要について、その卓越性を適格に把握し、評価できるように記入すること。
なお、一般的でない文字・用語等にはふりがなを付すこと。
- (1) 技能の概要

その者の有する技能について、事項を見出し書きにし、当該技能者の従事する職種、技能の水準、範囲、特徴あるいは他の障がいがある技能者との比較等の観点から卓越した技能を有するものであることが判定できるよう、特に技能の質的な面を中心に具体的に記入すること。

(2) 功績・貢献の概要

その者が当該技能をもって製作、建造等をしたもので当該技能者の技能の程度の判断に資するとともに、企業、産業界及び社会に対する貢献度等において高く評価されているような代表的な事績について、事項を見出し書きにし、具体的に記入すること。

(3) 後進指導育成の概要

その者が後進の指導・育成にあたった方法、対象及び範囲等について具体的に記入すること。

(4) 現役性

その者が現役の技能労働者であるかを確認するため、その者の有する技能に関連した職種に係る1日平均の就業時間又はその者の有する技能に関連した職種に専ら就業しているか否か等を具体的に記入すること。

15 「過去の推薦回数」欄 (調書(2))

その者を過去に卓越した技能者の候補者として、茨城県知事に推薦されたことのある年度を記入するとともに、その合計回数を記入すること。

なお、初めての推薦の場合は計0回と記入すること。

16 「推薦団体又は推薦者及び推薦理由」欄 (調書(2))

所在地(又は住所)は番地まで、電話番号も必ず記入すること。

団体名には、代表者氏名を並記すること。

推薦理由は、卓越した技能者の概要に記載の内容を要約して、具体的かつ簡単明瞭に記入すること。

※推薦理由の記載例

氏は、昭和〇〇年〇〇会社に〇〇工として入社し、長年にわたり、〇〇装置の製造に従事してきた。

特に、〇〇分野の〇〇製作において高い技能を有し、〇〇を〇〇することにより、制作時の安全性を向上させた。また、〇〇の考案によって、〇〇の〇〇を改善、それによって平成〇年に〇〇賞を受賞するなど、〇〇への功績は社内外を問わず極めて大きい。

また、〇〇として技能五輪大会出場選手の指導や、技能検定委員として〇〇するなど、後進指導育成にも尽力した。

以上のとおり、氏は、〇〇の製作技能において右に出る者はなく、また、その優れた技能の伝承により数多くの後進を育成していることから、技能者の模範となる人物であるとして、推薦する。

17 その他の資料

上記15の(1)～(3)の記入と合わせて卓越した技能者の概要を説明するための資料を添付すること。

また、全ての資料を可能な限りA4判に統一すること。

(1) 新聞記事等

- 本人の実績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等
- (2) 説明書、図面、写真等
本人の製作物、発明、考案、改善等に関する説明書、図面等。
改良前と改良後の比較をなるべく数量的に行い、分かりやすくすること。
- (3) 専門的・技術的分野に関する用語等の資料
専門用語等については、よみがな及び解説の十分な資料を添付すること。
- (4) 特許、実用新案等の資料
特許、実用新案等については、発明者（共同の場合は、担当分野を明らかにすること。）、所有権者、内容、取得年月日を明らかにする資料及び証書の写しを添付すること。
- (5) 職業能力検定等に係る資料
技能検定又は厚生労働大臣が認定する技能審査若しくは社内検定の合格証、その他技能に係る表彰、免許、資格試験に合格したことを明らかにする書類の写し。
（上記 10～14 に記入した内容を確認できる書面を添付すること。）
- (6) 作業状況に係る動画について
調書の参考として、被推薦者の作業状況（①作業風景、②工程、③技能に係る作業）を撮影した動画の提出が可能である。
動画の収録時間は5分以内とし、録画形式はMP4形式（画質：720p程度若しくは以下）とすること。
提出にあたっては、電子媒体内（CD-R 又はDVD）に格納し、他の書類と共に提出すること。
- 18 障がいに関する確認資料
障がいに関する適格確認のため、障害者手帳の写しを添付すること。
- 19 被表彰者の同意について
選考の結果、受章することとなった場合には、顕彰のために、氏名、年齢、職種、就業先の事業所名及び技能功績概要等を、県のホームページやプレス発表資料などで公表することや、顔写真等を掲載する場合がある。
そのため、推薦に当たっては、被推薦者に対して、必ず様式第4の説明書きについて十分に説明を行い、同意を得た後、被推薦者による署名を行った上で、推薦書類等と共に提出すること。
- 20 その他
調書とは別に、事業所・団体の調書作成者名、連絡先住所・電話番号・F a x 番号を記載した用紙を別紙として添付すること。

※障がいがある者として推薦を希望する場合

調 書 (1)

(様式第1)

障がい者 部 門		職 種 名 (1)		職 種 名 (2)				
ふりがな 氏 名 (雅号等)	職 歴		在 職 期 間		重複を除く 年月数			
			年	月		日	年	月
生年月日	明治 大正 昭和 年 月 日(歳)男・女 平成 (令和6年11月1日現在の年齢)				年 月			
現住所	〒 TEL							
就業地	事業所名	企業全体の 従業員数 (人)						
	所在地	〒 TEL		在職年月数は半月単位で記入する。 現職については、令和6年11月1日をもって終期とすること。				
障がい名・障がい程度	障がい名	該当	障がい程度1 (第1種、第2種)	障がい程度2 (1~6等級)	障がい名	該当		
	身体障がい (視覚障がい)				知的障がい			
	身体障がい (聴覚障がい)				障がい程度	療育手帳による程度の区分	A ・ B	
	身体障がい (音声・言語)					判定書による重度判定		
	身体障がい (肢体不自由)				障がい名	該当	障がい程度 (1~3級)	
	身体障がい (内臓障がい)				精神障がい			
	【知的障がいの場合の障がいによる程度について】 ○療育手帳による程度の区分 療育手帳等で次の記載が確認される場合は「A」を記入すること (A、A、A1、A2、A3、1度、2度、A重、A中、A2a、A2b、A最重度、A重度)。それ以外は「B」を記入すること。 ○重度知的障がい者判定による重度判定 上記の療育手帳による程度の区分に「B」と記入した場合で、地域障がい者職業センターが行う重度知的障がい者判定を受け、判定書が交付された者は、当てはまる判定(「判定される」または「判定されない」)を記入すること。							
勲章・褒章 有・無	表				免許・資格等	免許・資格等名	取得年月	
	彰							
大会入賞歴	大会名	開催回	競技種目	順位	大会名	開催回	競技種目	順位
	国際アビリンピック入賞	第 回大会			地方アビリンピック入賞	第 回大会		
	全国障がい者技能競技大会入賞 (全国アビリンピック入賞)	第 回大会						

※障がいがある者として推薦を希望する場合

調 書 (2)

(様式第1)

	障がい者 部 門	職 種 名 (1)	ふりがな		
			氏 名 (雅号等)		
卓 越 し た 技 能 の 概 要					
技 能 の 概 要	功 績 ・ 貢 献 の 概 要	技能の指導及び育成の概要	現 役 性		
		推薦団体又は推薦者及び推薦理由	(所在地又は住所) TEL		
			(名称又は氏名)		
過去の推薦回数		(推薦理由) ※上記の「卓越した技能の概要」を要約して記載してください。			
年度	年度				年度
年度	年度				年度
年度	計				回

※障がいがある者として推薦を希望する場合

調 書 (1) (記 載 例)

(様式第1)

		障がい者		職 種 名 (1)			職 種 名 (2)						
		部 門		汎用金属工作機械工			マシニングセンタオペレーター						
ふりがな 氏 名 (雅号等)	ぎのう ゆうこ			職 歴			在 職 期 間			在職年月数		重複を除く 年月数	
	技能 優子												
生 年 月 日	明治 大正 昭和43年12月17日(55歳)男・ 女			(株)〇〇工業〇〇支部第 二製造部〇〇課に電機工と して就職			年 自平 8 4 1 至平 27 3 31 19 0			年 月		27年7月	
	平成 (令和6年11月1日現在の年齢)												
現 住 所		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇号 TEL 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇			同課の××班の指導係員に 就任し現在に至る			自平 27 4 1 至令 2 3 31 5 0			27年7月		
就業地	事業所名	株式会社〇〇工業 〇〇 企業全体の 支部 従業員数 (〇〇人)											
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇号 TEL 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇											
在職年月数は半月単位で記入する。 現職については、令和6年11月1日をもって終期とすること。													
障がい名・障がい程度	障がい名	該当	障がい程度1 (第1種、第2種)	障がい程度2 (1~6等級)	障がい名	該当							
	身体障がい (視覚障がい)				知的障がい								
	身体障がい (聴覚障がい)	○		2級	障がい程度	療育手帳による程度の区分		A ・ B					
	身体障がい (音声・言語)					判定書による重度判定							
	身体障がい (肢体不自由)				障がい名	該当	障がい程度 (1~3級)						
	身体障がい (内臓障がい)				精神障がい								
	【知的障がいの場合の障がいによる程度について】 ○療育手帳による程度の区分 療育手帳等で次の記載が確認される場合は「A」を記入すること (A、A、A1、A2、A3、1度、2度、A重、A中、 A2a、A2b、A最重度、A重度)。それ以外は「B」を記入すること。 ○重度知的障がい者判定による重度判定 上記の療育手帳による程度の区分に「B」と記入した場合で、地域障がい者職業センターが行う重度知的障がい者判定を 受け、判定書が交付された者は、当てはまる判定(「判定される」または「判定されない」)を記入すること。												
勲章・褒章 有・無	表	<大臣表彰> (1) 障害者雇用優良事業所等厚生労働大臣表彰(令和〇〇年〇月) 優秀勤労障害者として表彰			免許・資格等	免許・資格等名		取 得 年 月					
	彰	<県知事表彰> (2) 茨城県優秀勤労障害者(平成〇〇年〇月) 優秀勤労障害者として表彰 <その他> (3) 〇〇…				・特級〇〇技能士 ・1級〇〇技能士 ・茨城県ものづくりマイスター(〇〇)		平成〇〇年〇月 昭和〇〇年〇月 平成〇〇年〇月					
大会入賞歴	大会名	開催回	競技種目	順位	大会名	開催回	競技種目	順位					
	国際アビリンピック入賞	第 回大会			地方アビリンピック入	第 11 回大会	機械 CAD	金賞					
	全国障がい者技能競技大会入賞 (全国アビリンピック入賞)	第 32 回大会	機械 CAD	銅賞									

※障がいがある者として推薦を希望する場合

調 書 (2) (記 載 例)

(様式第1)

	障がい者 部 門	職 種 名 (1)	ふりがな	ぎのう ゆうこ	
		汎用金属工作機械工	氏 名 (雅号等)	技 能 優 子 ()	
卓 越 し た 技 能 の 概 要					
技 能 の 概 要	功 績 ・ 貢 献 の 概 要	技能の指導及び育成の概要	現 役 性		
<p>1 優れた組立技能</p> <p>機械 CAD をはじめとした、マシンニングセンタオペレータにかかる卓越した技能を有する。</p> <p>1/1000 単位等非常に正確さを要するこの作業について、金属の性質や回転数を考慮しながら、他の技能者であれば、通常〇〇日かかるところ、氏は作業スピードのアップを図り、〇〇日で効率的に完成させる工夫を行い稼働率は〇〇%アップし、企業の業績にも大きく貢献している。また、氏の存在により安定稼働がなされているといっても過言でない。</p>	<p>1 業界における障害がある技能者の技能向上への貢献</p> <p>全国アビリンピックに機械 CAD 職種として3度出場し、第 32 回大会では銅賞を受賞するなど、業界における障害がある技能者の技能向上に多大な貢献をした。</p> <p>2 社内への貢献</p> <p>氏は〇〇社〇〇部門に採用され、勤続〇〇年従事しており、その知識と技能は、他の従業員の模範となっており、周囲の従業員からも相談を受けたり、指導も行っている。</p>	<p>1 第二製造部〇〇課××班における後進者指導</p> <p>上記班に所属する〇名の職員に対し〇〇業務の指導を行い、職員に豊富な知識を伝えることで、事業所内における後進の育成に貢献している。</p> <p>2 アビリンピックの指導</p> <p>優れた技能を用いて、〇〇年間にわたり、機械 CAD 職種の指導を行ったことで、〇名が全国アビリンピックに出場し、うち△名が受賞した。</p>	<p>第二製造部〇〇課××班の指導係員として日々〇〇業務に従事する傍ら、アビリンピックの指導を行い後進育成にも尽力している。</p> <p>1 日の主な作業内容及び時間は次のとおり。</p> <p>1 〇〇業務：〇時間</p> <p>2 大会指導：〇時間 (大会直前期は△時間)</p>		
過去の推薦回数		<p>(所在地又は住所)</p> <p>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇号 TEL〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇</p> <p>(名称又は氏名)</p> <p>株式会社〇〇工業 〇〇支部 〇〇〇〇</p>			
年度	年度				年度
年度	年度				年度
年度	計	回	<p>(推薦理由) ※上記の「卓越した技能の概要」を要約して記載してください。</p> <p>氏は、昭和〇〇年〇〇会社に〇〇工として入社し、長年にわたり、マシンニングセンタオペレータに従事してきた。</p> <p>自身が高精度で製品を製造するだけでなく、～を～する工夫をすることで、作業スピードを改善、稼働率を大幅に向上させた。この～は、社の標準製品として、現在の～の基礎となっている。</p> <p>また、全国アビリンピックで〇賞を受賞した経験を活かし、社内の障害者を含めた指導により、〇名の受賞者を輩出するなど、後進指導育成にも貢献した。</p> <p>以上のことから、卓越した技能を有し、それによって様々な製品・技術を考案・～を改善し、後進の技能者の育成にも尽力する〇〇氏は、～の技能に置いて、業界の第一人者といわれており、技能者の模範としてふさわしい人物であることから、推薦する。</p>		
推薦団体又は推薦者及び推薦理由					

様式第3

「茨城県技能者知事表彰」推薦同意書
(障がいのある者として推薦を希望する場合)

「茨城県技能者知事表彰」の推薦の候補者は、下記事項を理解の上、同意する場合に、障がい者部門での推薦が可能となります。

次の事項を確認し、推薦に同意する場合は、本人署名欄に推薦される本人が自筆で署名して下さい。

- 推薦受付後、候補者の中から審査が行われ被表彰者を決定しますが、茨城県知事による表彰式（推薦年の11月頃）や表彰式に先立ち、推薦の際に提出された顔写真、氏名、年齢、職種、就業先の事業所名、技能功績等が新聞等のマスメディアに公表され、報じられる場合があります。

【推薦及び表彰に係る事項の同意・署名】

「茨城県技能者知事表彰」の推薦にあたり、

- ① 推薦者を通じて、推薦に関する書類を茨城県に提出すること
- ② 被表彰者に選出された場合は、顔写真、氏名、年齢、職種、就業先の事業所名、技能功績等について、プレス発表資料や県ホームページ等で公表されること、表彰者名簿等に掲載されること

上記について、理解の上、同意します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

被推薦者 本人署名 _____

(被推薦者の署名が困難な場合)

被推薦者との関係 _____

代理人署名 _____